

(否 決)

米軍人等による事件・事故の再発防止等を求める意見書

令和3年と令和4年に米軍三沢基地所属関係者による性的暴行事件が発生していたことが判明しました。

このような事件は決して許されるものではありません。

また、当該事件について、本県や地元自治体に対する通報が一切ありませんでした。

こうした事態は極めて遺憾であり、また、県民の米軍三沢基地に対する信頼を大きく損なうものです。

ついては、県民の不安解消や民生安定のため、次の措置を政府が自らの責任で実施することを要請します。

記

- 1 米軍人等による性犯罪等の事件・事故が再発しないよう、主体的に対策を講じること
- 2 日米地位協定第3条に関連する日米合同委員会合意「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に基づき、県及び関係市町村へ通報すること
- 3 県及び関係市町村への通報が確実になされるよう、米国側を含めた関係機関に対して同通報手続きを徹底すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第1号・田名部定男外10名提出)

(否 決)

米不足に陥らぬよう国が米の需給と価格安定に責任を果たすことを求める意見書

2024年春以降スーパーや米穀店から米が消え、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安を広げました。

農水省の発表では、今年6月末の米の民間在庫は前年比41万ト減で、過去最低です。品不足を反映して、米の業者間の取引価格は前年の2倍近くに高騰しています。

この要因として農水省は◎昨年の猛暑による米の出回り量の減少◎コロナ後の回復・インバウンドによる需要増◎小麦など海外産原料の食品価格が高騰するなかで、米の相対的な割安感が高まり消費が伸びたなどをあげています。

ところが農水省は「米の需給がひっ迫しているとは考えていない」「新米が出回れば品薄感は解消される」と繰り返し、何の対策も取ろうとしませんでした。現実には店頭から米が消え、多くの国民が悲鳴をあげている事態に目を閉ざしたままでした。

今回の事態の根本には米の需給と価格の安定に責任を持つとしない政府の農政があります。

政府は「需給に応じた生産」の名で、米の消費が毎年減ることを前提にした生産量の削減を現場に押し付けたうえで、需給と価格は市場任せにしてきました。

2021年産はコロナ禍で需要が大幅に減少したため、在庫がだぶつき、生産者米価が大暴落、米農家の所得が時給に換算すると10円という悲惨な事態が広がりました。

そのもとで政府は、米が過剰だからと年間20万ト以上の減産を強い、在庫を減らしてきました。この結果が今年の米不足と価格高騰につながったといえます。

よって政府が今回のような事態に陥ることのないよう次の項目を求めます。

- 1 政府が米の需給と価格安定に責任を持ち、多少の不作や需要増でも不足しないようゆとりをもって生産量や備蓄を確保すること
- 2 豊作などで供給が上回った場合には国が買い上げ備蓄に回すこと
- 3 将来にわたって米の安定供給を確保するために、価格保証や所得補償などで農家が安心して米作りに励める条件を国の責任で整えると共に米の適正価格を提示し、消費者が安心して購入できるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第2号・田名部定男外10名提出)

(否 決)

訪問介護費の基本報酬引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を早急に行うことを求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、地方における訪問介護の実態からはかけ離れています。

そもそも介護職が正當に評価されず、介護職員の平均月収は全産業平均より7万円低くなっています。今回の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善のため、0.98%引き上げるとしています。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

既に加算を受けている事業所でも基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものも多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が増えることが予想されます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

#### 記

- 1 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
- 2 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。  
介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人事配置基準の引き上げを行うこと
- 3 介護士が働きやすい環境づくりを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第3号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

## 国主導による有機フッ素化合物（PFAS）対策の早期実施を求める意見書

現在、全国各地でPFASによる地下水や土壌などの汚染が確認されている。特に暫定指針値を超えるなど、局地的に高濃度の値が検出された地域では、関係自治体や住民の間からその影響を不安視する声広がっている。

これに対し、国は当該地域における健康調査や土壌調査を自ら実施しないなど、PFAS問題を主導的に解決しようとする姿勢が見えない。また、一部のミネラルウォーターから高濃度のPFASが検出されているが、どの省庁も主体的かつ、網羅的な調査を行っていない状況にある。

PFAS問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体が単独で対応することは極めて困難である。環境汚染に関しては水俣病に代表されるように、問題が顕在化した時点で十分かつ適切な対応を行っていれば被害の拡大防止に資することは歴史が証明しているところである。

よって、本議会は、国に対し、地域住民の安全と安心を確保するため、以下の事項を早期に実施するよう強く求める。

- 1 関係省庁が一体となって対策を講ずる体制を設け、国が率先して健康調査や土壌調査を実施すること
- 2 日本全国の地下水や土壌など環境全般におけるPFASの影響を把握し、汚染原因の究明と必要な改善策を実施すること
- 3 ミネラルウォーターに関する網羅的な調査を行い、必要な対策を行うとともに製品ごとの調査結果の公表を行うこと
- 4 農畜産物及び食品中におけるPFASの含有実態を調査し、必要な安全対策を講じること
- 5 高濃度のPFASが検出された自治体に対する環境影響に関する調査及び風評被害を含む各種対策費用に関する財政措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第4号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

## 改正地方自治法の慎重な運用と抜本的な見直しを求める意見書

第 213 回国会において成立した改正地方自治法は、第 14 章に「国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各大臣が、閣議決定により、普通地方公共団体に対して、その事務処理について必要な指示をする、いわゆる補充的指示権を盛り込むとともに、都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村が処理する事務の処理との調整のための指示や、自治体相互間の応援に関する国の要求・指示、職員派遣に関するあっせんを可能にするものとなっている。

2000 年の地方分権改革一括法により、国と地方は、「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、「機関委任事務制度」も廃止された。自治体に対する国の関与の原則も法定化され、必要な最小限度のものとするとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされた。しかし改正地方自治法は、法定受託事務に関する指示権行使の要件を緩和するばかりか、個別法の根拠規定なしに、自治事務についても、国の指示権を広く認めるものとなっている。

また、補充的指示権の要件や範囲も不明確で、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある」という判断は各大臣に一任されており、事前の自治体との協議・調整の義務などはなく、閣議決定のみで発動が可能になることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残し、乱用が懸念される。

本来、大規模災害や感染症等への対処においては、自治体と国が連携、協力することこそが大事であるにもかかわらず、補充的指示権、調整に関する指示、応援の指示のいずれも、国が常に正しいとの前提で、国に従う義務を自治体に課すものであり、自治体側の主体性や自発性を損ない、現場の的確な判断や対処を妨げかねない。このことは、地方分権改革の流れを逆行させるものであり、地方自治を後退させることになりかねない。

もとより、日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思にもとづく住民自治を保障している。改正地方自治法については、首長や自治体議員、有識者、法曹界はじめ多くの方から、立法事実への疑念や問題点が指摘されていた。全国知事会も「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念を示し、「事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた」としている。

地方自治の本旨に反し国の補充的な指示が安易に行使されることがない旨の確実な担保が求められており、衆参両院の総務委員会において、生命等の保護に関する国からの指示について、自治体の自主性・自立性への配慮、自治体との十分に必要な調整、自治体の意見や地域の実情を踏まえ必要最小限とすることなどを求める附帯決議も可決されている。

よって国会及び政府に対し、補充的指示権などの「国と普通地方公共団体との関係等の特例」規定について、地方 6 団体はじめ地方の意見や附帯決議を尊重し慎重に運用するとともに、地方自治の本旨や地方分権改革の観点から、改正地方自治法の抜本的な見直しを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

青 森 県 議 会

(第 31 9 回定例会・発議第 5 号・田名部定男外 1 0 名提出)

(否 決)

自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立  
を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティーの裏金問題をきっかけに、「政治とカネ」に対する国民の政治不信は極めて深刻なものとなった。裏金問題の全貌は明らかにならないままで、関係議員の責任追及も不十分である。

再発防止に向け、抜け道を塞ぐ実効性ある抜本的な政治資金規正法の改正が求められたが、第213通常国会で成立した政治資金規正法の一部を改正する法律は抜け道・先送りだけで、国民の期待に応えるものではない。

政治資金収支報告書の「確認書」交付を国会議員に義務付け、確認が不十分であれば公民権停止につながる罰金を科すとしているが、「会計責任者の説明に問題があった」「確認したが気づかなかった」という言い逃れの余地を残しており、不記載などがあった場合の政治家の責任が曖昧である。

政治資金パーティーは、寄附に比べて公開基準が低く、企業・団体によるパーティー券購入も規制されていないことから、事実上の企業・団体献金になっているとの批判があり、派閥や所属議員のキックバックによる裏金化の温床となっていた。しかし、法改正後も公開額が下がるだけで、1件5万円以下の不透明なカネは温存される。パーティーの開催回数を増やしたり購入者を分けたりすれば現状と変わらない。

国民が不信感を募らせているのは「政治とカネ」の問題全般に関してだが、資金力で政策がゆがめられるとの批判のある企業・団体献金も温存されている。

用途の公開義務がなく、不透明なカネの温床として「ブラックボックス」と批判され、廃止または全面公開が求められていた政策活動費もかえって「合法化」され存続することとなった。透明性が強化されるとはいえ、形式的なもので、年間上限額も決まっておらず、公開ルールも不明である。10年後の公開では、問題があっても時効の壁に阻まれてしまう。党幹部からお金を受け取った国会議員の最終支出に関わる領収書が公開対象となるかどうかについても明確にされていない。支出をチェックする第三者機関の設置も中身は今後の検討に先送りされている。

そのほか、国会議員関係政治団体からその他の政治団体へ資金を移動し厳しい公開規制を免れる「茂木方式」についても、事実上温存するものとなっている。外部監査の強化は骨抜きとなり、収支報告書の要旨の作成も廃止された。

さらに、附則に7か所、附帯決議に5か所「検討」の文言が入り、具体的な制度設計が先送りされている。

このように小手先の改革で済ませれば、かえって国民の不信を深刻化させるだけであり、「政治とカネ」の問題を断ち切ることはできない。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 裏金問題の幕引きを許さず、関係者の証人喚問や政治倫理審査会での弁明を含め、国会における真相の徹底解明を引き続き行うこと
- 2 実効性ある再発防止のため、いわゆる「連座制」の導入など政治家本人の責任強化、企業・団体献金の禁止、政策活動費の廃止または全面公開を実現する政治資金規正法

の抜本改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第6号・田名部定男外9名提出)

(可 決)

福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職共済にかかる  
公的助成の継続を求める意見書

現在、保育所・幼保認定こども園に従事する職員の退職共済制度は、「社会福祉施設職員等手当共済法」に基づき担われており、令和6年における保育所・幼保連携型認定こども園に係る退職手当金支給財源については、一人当たり年額136,500円であり、そのうち3分の2が国と県の公費助成で賄われている。

しかしながら、令和2年度に行われた厚生労働省社会保障審議会福祉部会において「公費助成の在り方について、他の経営主体とイコールフィッティングの観点も踏まえて、さらに検討を加え令和6年までに結論を得るため検討されることとする。」との方針が出された。これを受けて事業者間では、現行の退職共済制度を維持するために重要な財源である公費助成の継続が打ち切られるのではないかとの懸念の声が上がっている。これらの不安を解消し、国と自治体が強力に取り組んでいる少子化・子ども子育て政策を推し進め、人材を確保し、保育の質を向上するためには、現行制度の存続が不可欠である。

よって、国において、退職共済制度における公費助成の継続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月8日

青 森 県 議 会

(第319回定例会・発議第7号・田中順造外41名提出)



(可 決)

### ロシア軍機による領空侵犯に対し断固抗議する決議

ロシア軍の I L - 3 8 哨戒機が、本年 9 月 2 3 日に 3 度にわたり、北海道礼文島北方の我が国領海上空を侵犯した。これを受け、北海道千歳基地所属 F - 1 5 と本県の三沢基地所属の F - 3 5 戦闘機を緊急発進させ、無線による通告に加え、我が国として初めてフレアによる警告を行った。

ロシアのウクライナ侵略以降、北海道周辺等においてロシア軍の活動が活発化しており、ロシア軍艦船が北海道周辺を相次ぎ航行しているほか、昨年 1 0 月には、ロシア機とみられるヘリコプター 1 機が北海道根室半島沖の領海上空を侵犯した。

また、9 月 2 2 日から 2 3 日においては、ロシア海軍と中国海軍の艦船が宗谷海峡を航行し、今回のロシア軍機の飛行との関係性が考えられるなど、ロシアと中国の連携強化についても、安全保障上の強い懸念となっている。

こうした領空領海侵犯は、国際法上違法な行為であり、我が国の主権の重大な侵害であるだけでなく、国民の安全を脅かすものであり、断じて容認することはできない。

よって、本議会においては、このような行為を二度と行わないよう厳重に抗議する。

政府においては、関係自治体や国民への情報提供を適時適切に行い、再発防止を求める毅然とした外交交渉を推進するとともに、我が国周辺におけるロシア軍や中国軍の活動に対する必要な情報の収集分析に万全を期すことを要請する。

以上、決議する。

令和 6 年 1 0 月 8 日

青 森 県 議 会

(第 3 1 9 回定例会・発議第 8 号・田中順造外 4 7 名提出)